

九州大学環境安全衛生推進室規程

平成16年度九大規程第13号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成29年 3月31日
(平成28年度九大規程第79号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、環境安全衛生推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学における安全衛生管理に係る業務の総括に関すること。
- (2) 全学における安全衛生に係る事項の企画・立案・実施に関すること。
- (3) 健康管理に係る事項の企画・立案・実施に関すること。
- (4) 安全衛生に係る教育訓練等の普及・啓発活動に関すること。
- (5) 感染症対策に関すること。
- (6) 安全衛生及び環境保全に係る委員会の任務の支援に関すること。
- (7) 各事業場の安全・衛生委員会との連絡調整に関すること。
- (8) 安全衛生連絡会に係る業務に関すること。
- (9) 労働局、労働基準監督署等への対応に関すること。
- (10) その他安全衛生の推進・支援に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、次条に規定する室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

(事務)

第7条 推進室に関する事務は、事務局各関係部課等において分担して処理し、総務部環境安全管理課が総括する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第204号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第61号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第52号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第12号）

この規程は、平成20年4月15日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第8号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第52号）
この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第31号）
この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第49号）
この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第79号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。